

串本町学校施設照明 LED 化  
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 4 月

串本町教育委員会

## 串本町学校施設照明 LED 化事業 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

本事業では、省エネ法に基づくエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減並びに経常的な電気料金及び維持管理経費の削減のため、各施設における水銀灯や蛍光灯照明器具を LED 照明に更新することを目的としている。本要領は、串本町が実施する「串本町学校施設照明 LED 化事業」（以下「本事業」という。）について、最も適切な提案を行う者を選定するため、本プロポーザルの実施に必要な事項を定めるものである。

### 2. 事業概要

- (1) 事業名：串本町学校施設照明 LED 化事業
- (2) 事業内容：串本町学校施設照明 LED 化事業に関する仕様書のとおり
- (3) 対象施設等：学校校舎 4 施設、体育館 11 施設（仕様書及び別紙 1 LED 照明対象一覧表のとおり）
- (4) 契約方式：リース契約
- (5) 賃貸借期間：令和 9 年 3 月 1 日～令和 1 9 年 2 月 2 8 日（1 2 0 ヶ月/長期継続契約）
- (6) 提案上限額  
9 4, 3 1 1 千円（消費税及び地方消費税を含む）
- (7) 担当課及びお問い合わせ先  
〒649-3592  
東牟婁郡串本町サンゴ台 690 番地 5  
串本町教育委員会 教育課 担当：田邊  
電話 0735-67-7260  
FAX 0735-67-7326  
e-mail [tanabe@town.kushimoto.lg.jp](mailto:tanabe@town.kushimoto.lg.jp)

### 3. 参加資格要件

#### (1) 事業者の構成

- ア. 参加者は、本事業を行う能力を有し、かつ、単独の法人又は複数の法人によって構成された共同企業体とする。
- イ. 単独の法人の場合は、下記オで示す各構成員の役割を全て担うこと。
- ウ. 共同企業体を構成する法人は、単独で別に参加することができない。また、他の参加している共同企業体の構成員となることもできない。
- エ. 共同企業体の場合は、代表となる法人を定め、グループ構成表を提出すること。
- オ. グループ構成表には、各構成員の代表者印を押印し、構成員の以下に示す役割分担を明確にすること。
  - (a) リース役割：本町との対応窓口となり、契約等諸手続きを行い事業遂行の責を負う。

(b) 調査設計役割：調査・設計に関する業務を全て実施する。

(c) 施工役割：工事に関する業務を全て実施する。

(d) その他：上記(a)~(c)以外の維持管理、金融などに関する業務を各々実施する。

カ.参加表明書提出期限後、共同企業体の構成員の変更および追加は、原則認めない。

キ.グループの代表者は、リース役割とする。

ク.リース役割以外の各役割は、一者でなく、複数者の構成も可とする。

## (2) 事業者の参加資格

プロポーザルの参加資格は、参加表明書の提出期限である令和8年5月27日現在において、以下の要件を全て満たしているものとする。

なお、共同企業体の場合は、ア~カは全ての構成員が満たすこととし、キ~サは各役割を担う構成員が満たすこととする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

ウ 国税、地方税を完納していること。

エ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団員法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

(a) 暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(b) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(c) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(d) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(e) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(f) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(g) 暴力団及び(a)~(f)までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

カ 「串本町入札参加資格認定事業者名簿(物品・役務)」に登載されている者であること。

キ 過去5年以内に、元請として国又は地方公共団体と同種事業を履行した実績があ

ること。

ク 建築業法に基づく電気工事業の特定建設業又は一般建設業許可を受けている者であること。なお、共同企業体の場合は、施工役割が該当していること。

ケ 施工役割は、町内業者（町内に本店又は支店・営業所を置く事業者）を選定すること。

コ 下請業者や協力事業者の選定についても、町内業者（町内に本店又は支店・営業所を置く事業者）を優先するなど、地域への経済波及効果に資するように配慮すること。

#### 4. 実施スケジュール（予定）

(1) 募集要項の公表	令和8年4月28日（火）
(2) 現地調査申込書の提出期限	令和8年5月8日（金）
(3) 質問書受付期限	令和8年5月18日（月）
(4) 質問書に対する回答期限	令和8年5月21日（木）
(5) 参加表明書の提出期限	令和8年5月27日（水）
(6) 参加資格確認結果通知	令和8年5月29日（金）
(7) 企画提案書の提出期限	令和8年6月19日（金）
(8) プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年6月29日（月）
(9) 審査結果通知	令和8年7月3日（金）

#### 5. 現地調査

##### (1) 提出書類・申込方法

「現地調査申込書（様式第1号）」を電子メールにより提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。

##### (2) 提出期限

令和8年5月8日（金） 午後5時必着

##### (3) 提出先

担当：串本町教育委員会 教育課 担当：田邊

電話 0735-67-7260 FAX 0735-67-7326

e-mail [tanabe@town.kushimoto.lg.jp](mailto:tanabe@town.kushimoto.lg.jp)

##### (4) その他

- ・現地調査は平日のみとし、串本町教育委員会教育課が申込者と日程の調整を行う。
- ・現地調査は既設の器具の位置や形状といった概要の目視による確認を目的としている。このため、質問等がある場合は、現地ではなく質問書を提出すること
- ・現地調査は任意とし、本プロポーザル参加にあたって現地調査の実施は必須としない
- ・現地調査は2社以上の合同で実施する場合がある。

## 6. 質問及び回答

### (1) 提出期限

令和8年5月18日(月) 午後5時必着

### (2) 提出方法

質問書(様式第9号)を電子メールにより提出すること。

Email [tanabe@town.kushimoto.lg.jp](mailto:tanabe@town.kushimoto.lg.jp)

※評価等に影響の及ぼすおそれがある質問については受け付けない。

### (3) 質問の回答

令和8年5月21日(木)に全事業者から受け付けたすべての質問と回答をホームページにて発表する。

## 7. 参加表明書の提出

### (1) 提出期限及び提出方法

令和8年5月27日(水) 午後5時必着(郵送または持参)

※郵送による提出:封筒表面に「プロポーザル参加申込書在中」と朱書すること。

※持参による提出:受付は月曜日から金曜日(祝祭日を除く)8時30分~17時までとする。

### (2) 提出書類

ア グループ構成表(様式第2号)

イ 参加表明書(様式第3号)

ウ 参加表明等に関する誓約書(様式第4号)

エ 事業者の概要が確認できる書類(様式第5号及びパンフレット等)

オ 事業者の貸借対照表及び損益計算書(直近3年分)

カ 登記事項照明書(3ヶ月以内に発行された証明書の写し)

キ 受託実績(様式第6号)

ク キの受託実績が確認できる契約書または協定書等の写し(要件を満たしていることが確認できる部分のみの写しで可)

### (3) 提出部数

各1部

### (4) 提出先

〒649-3592

東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5

串本町教育委員会 教育課 担当:田邊

(5) 参加資格審査結果通知

令和8年5月29日(金)までに通知する。

(6) その他

・参加資格がないと認められた者は、本町に対して参加資格がないと認めた理由について令和8年6月2日(火)までに書面により説明を求めることができる。本町は、説明を求められた際は令和8年6月5日(金)までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出期限及び提出方法

令和8年6月19日(金) 午後5時必着(郵送または持参)

※郵送による提出：封筒表面に「企画書在中」と朱書すること。

※持参による提出：受付は月曜日から金曜日(祝祭日を除く)8時30分～17時までとする。

※期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(2) 提出部数

正本1部、副本5部、提出書類一式のPDFデータ

特に様式の指定がないものは任意書式とする。

(3) 提出書類

・企画提案書(様式第7号)

・提案書(任意様式)[A4判(縦) 20枚以内]

仕様書に対する取組方法等を具体的に記載する。文書を補完する図表、写真等の使用も可とする。なお、文字サイズは図表を除き10.5ポイント以上とする。

・見積書(任意様式)

見積書作成にあたっては以下のア～ウに留意すること。

ア 見積書は税込総額にて作成すること。

イ 見積書の宛名は「串本町長」とし、事業者名を記載し押印すること。

ウ 見積書は全施設合計の総事業費の他に、各施設の年額、月額それぞれのリース費も記載すること。

9. 優先交渉権者の選定方法

○審査方法

(1) 本町は、プロポーザルについて審査を行うため、「串本町学校施設照明LED化事業プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という)」を設置する。

(2) 委員会は、応募者の提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき審査を行う。なお、詳細な日程等については、参加申込みがあった事業者に対し別途通

知する。

- (3) 委員会は、別表1に定める評価基準により総合的な評価を行い、委員の持ち点（100点）を合算した値（合計点）が最も高い応募者を第1優先交渉権者、次に高いものを第2優先交渉権者として順位を付して選定する。
- (4) 合計点と同じの場合は、出席委員の多数決で決定し、同数の場合は委員長が決定する。
- (5) 応募者が1者であった場合も審査を行う。
- (6) 委員会の委員の合計点が合計点満点の60%に達することを最低制限基準とし、60%に満たない場合は失格とする。
- (7) 第2優先交渉権者の地位は、第1優先交渉権者との契約が締結されるまでの間、保持するものとし、詳細協議において第1優先交渉権者と合意に至らなかったとき又は第1優先交渉権者が辞退したときは、第2優先交渉権者が繰り上がるものとする。

○プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施日

令和8年6月29日（月）

※時間については、別途通知する。

(2) 開催場所

串本町サンゴ台690番地5 串本町役場2階 会議室5

(3) 出席者

5名以内とし、事業役割を担う者は必ず出席すること。

(4) 実施方法

- ・プレゼンテーションはパワーポイント等任意の形式で実施することとし、企画提案書の内容を逸脱しないこと。なお、追加資料の提出や配布は認めない。
- ・提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは失格とする。
- ・当日のタイムスケジュールについては、対象者に対し別途通知する。
- ・1提案者あたりの持ち時間は30分とし、プレゼンテーション20分、質疑応答10分とする。

(5) その他

- ・プレゼンテーションに必要な機器は、応募者が用意すること。
- ・ただし、スクリーン、ケーブル（HDMI端子）及び電源は町が用意する。

○審査基準

企画提案に対して、別表1に定める評価基準により審査を行う。

○審査結果

本町は、前項の規定に基づく審査により決定した審査結果について、応募者全員に書面で通知するとともに、町ホームページで公表する。

なお、参加した提案者の名称は、第1優先交渉権者のみ公表する。

また、選定結果については、参加した提案者に対し自己の結果のみ通知する。

#### ○その他

審査の経緯及び審査内容に関する問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

### 10. 契約の締結等

- ・ 審査結果に基づき選定した第1優先交渉権者と提案に沿って契約内容について詳細協議、調整を行ったうえで、随意契約により賃貸借契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。
- ・ 第1優先交渉権者に選定された提案者が辞退した場合、または協議が整わなかったときは、第2優先交渉権者と契約についての協議等を行ったうえで、契約を締結するものとする。

### 11. その他

- 1 企画提案書の作成・提出等の一切の経費は、提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- 2 提出期限後の企画提案書の提出及び差し替えは認めない。
- 3 本事業により得られた成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、本町に帰属するものとする。
- 4 この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- 5 本プロポーザルに参加した者は、この実施要領に同意したものとみなす。
- 6 参加表明書の提出後に辞退する場合には、令和8年6月19日（金）までに「プロポーザル参加辞退届（様式8）」を提出すること。
- 7 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本事業において知り得た情報（周知の情報を除く）は、本事業の目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- 8 企画提案書について情報公開請求があった場合は、串本町情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがある。
- 9 本プロポーザルへの参加事業者が、次のいずれかに該当した場合は、失格とする。
  - (1) 本要領2、第6項に示す提案上限額を超える提案を行った場合
  - (2) 本業務の仕様に満たさない提案
  - (3) 本要領3に示す応募要件を満たさなくなった場合
  - (4) 提出書類又はプレゼンテーションの内容に虚偽があった場合
  - (5) (1)～(4)で定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

## 12. 事務担当

住所：〒649-3592

和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5

担当：串本町教育委員会 教育課 田邊

電話：0735-67-7260

FAX：0735-67-7326

E-mail：[tanabe@town.kushimoto.lg.jp](mailto:tanabe@town.kushimoto.lg.jp)

## 附 則

この要領は、令和8年4月28日から施行し、目的を達成したときは、その効力を失う。

別表1 評価基準

評価項目	評価ポイント	配点
実施方針	業務実施にあたり、本事業全体を円滑に進められる実施体制、工程計画となっているか。	10
事業者の実績	本事業と同種事業の受注実績があるか。	10
維持管理	リース期間中における維持管理・保守は十分か。	10
施工工程	施設の業務、利用者を考慮した施工計画・体制となっているか。	10
施工品質	本事業を遂行するにあたり、適切な施工品質、安全確保の方針が構築できているか。	10
地域経済の活性化	町内事業者の活用に十分配慮しているか。	10
提案の独創性	当町にとって有益性のある独自提案はしまされているか。	10
プレゼンテーション	説明が理解しやすく説得力があるか。 質問に対する回答が適切か。	10
事業性	事業に係る費用と電気料金削減額による長期的な町の財政負担は抑えられているか。	20
合計		100